

# 令和8年度天理市中小企業融資制度案内

令和8年4月1日～

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間	利率	連帯保証人	資格要件	信用保証及び担保	備考
中小企業融資	運転資金	500万円	5年以内 (据え置き 6月を含む)	1.0%	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	(1)中小企業信用保険法第2条に定める者で、信用保証対象業種を営んでいること。 (2)この制度に係る債務がないこと。 (3)引き続き1年以上本市に居住(法人にあっては、事業所が所在)していること。 (4)引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 (5)市税を滞納していないこと。 (6)許可、認可等を必要とする事業を営んでいる者にあつては、その許可、認可等を受けていること。 (7)次のいずれにも該当しない者であること。 ア暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) イ暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) ウ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資保証(保証金額等)の決定は、奈良県信用保証協会が行います。</li> <li>・担保は、必要に応じて徴収します。</li> <li>・奈良県信用保証協会が徴する保証料については、市が全額負担します。(ただし、延滞保証金・事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の上乗せ分は除く)</li> </ul>	<p>◎申請場所 取扱金融機関を經由して奈良県信用保証協会</p> <p>&lt;取扱金融機関&gt; 南都銀行 大和信用金庫 奈良信用金庫 の市内各支店</p>
	設備資金	700万円	7年以内 (据え置き 6月を含む)					
	店舗改造資金	1500万円	10年以内 ただし、融資額500万円以下の場合、5年以内 (据え置き 6月を含む)	融資利率等を変更する場合があります。				

## <申請に必要な書類>

提出書類	備考
天理市中小企業融資申請書	
住民票(個人の場合)	申請者個人分 (世帯主、続柄、本籍及び筆頭者を省略可)
市税の滞納がない証明書	
奈良県信用保証協会が必要と認める書類	信用保証委託申込書一式 確定申告書(個人の場合) 登記簿謄本及び定款(法人の場合) 決算書及び試算書 見積書(設備資金・店舗改造資金の場合) 計画図面(店舗改造資金の場合) 許認可書・届出書 等

## <注意事項>

- 当制度の併用は出来ません。
- 当制度による融資を受けている者は、その債務を完済するまで重複して申請できません。(資格要件(2))  
※ただし、市長が認める場合はこの限りではありません。(裏面)
- 法人での申請の場合、資金の使途については、市内での事業活動を対象としたものに限りします。
- すべての資金の使途において、土地の購入に係る費用については、汎用性から考えて、当制度の対象としません。
- 当制度の総融資枠を超える申請があつた場合は、受付できません。
- 申請内容に虚偽があつた場合は、申請を取り消すことがあります。
- 住民票や納税証明書等、公的機関が発行する証明書にあつては、原則3か月以内に発行されたものとしします。
- 法人化して1年以内であっても、それまで個人事業主として本市に1年以上住所を有しており、同一事業を行っている場合は対象となります。

※必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合がございます。

## 【融資の借換について】

天理市中小企業融資規則の改正に伴い、融資の借換を行うことが出来るようになりました。要件等は以下のとおりです。

### 【融資の借換の申請期間】

令和8年4月1日から

### 【対象者】

現在市の中小企業融資制度のうち、運転資金を受けている中小企業者

### 【条件】 (全て満たすものとします。)

- ① 奈良県信用保証協会の信用保証に基づく返済条件を変更していないこと。ただし、繰上償還を行った場合は、この限りでない。
- ② 融資残高が、融資総額の5割未満であること。
- ③ 現在融資を受けている金融機関で行うこと。
- ④ 過去1年間において、奈良県信用保証協会が発行する遅延者通知に記載がないこと。

### 【申請書類等】

- ① 前頁に記載の申請に必要な書類一式
- ② 金融機関が発行する融資残高証明書
- ③ 融資の借換を行うに至った理由書